

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	36 件

## 埼玉国民年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から62年10月まで

申立期間については、昭和61年7月に会社退職後、A市役所(現在は、B市役所)で妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め月々国民年金保険料を納付していたので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月に長年勤めていた会社を退職後、その妻がA市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間を含め国民年金保険料を月々納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から、61年7月に国民年金の加入手続が行われたことが推認され、加入当初の61年7月から同年10月までの保険料が納付されていることから、その直後の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人は月額約16万円の失業保険給付を受領しており、その妻は、保険会社の幹部社員として月額38万円の収入があったとしていることから、申立期間の保険料を未納とする事情は見当たらない。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年4月までの期間、45年5月から49年12月までの期間、51年4月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年4月まで  
② 昭和45年5月から49年12月まで  
③ 昭和51年4月から52年3月まで  
④ 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、妻が国民年金徴収員に対して納付していたはずであり、申立期間②、③及び④の保険料についても妻が特例納付してくれたはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の保険料納付を実際に行ったその妻は、申立期間当時、A区B地に在住しており、A区役所職員が数か月に一回集金に来ていたとの記憶があり、A区役所によれば区役所職員による国民年金保険料の徴収が行われていたとしており、妻の記憶と一致する。

また、申立人の妻が、申立期間①当時保有していたとしている国民年金手帳の形状や、納付方法についての記憶は、申立期間①当時の状況とおおむね一致しており、不自然さはみられない。

さらに、申立人は申立期間①当時、手取りで3万円程度の月収があったとしており、保険料納付を阻害するような経済的事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人の保険料納付手続を実際に行ったその妻が特例納付の手続をしたとしている時期は、第3回特例納付期間内である上、申立人がこのとき納付したとしている保険料額は、申立人夫婦が申

立期間の保険料をすべて納付した場合の額とおおむね一致しており、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張に不自然さはみられない。

なお、申立期間②のうち、昭和45年5月から49年7月までの期間は、記録上未加入期間となっているが、正しくは強制加入期間であり特例納付することが可能であった旨の回答がC市から得られている。

また、申立人の妻は、昭和53年ころ、テレビの報道で特例納付制度を利用すれば記録上未納となっている期間について保険料をさかのぼって納付できることを知り、D市役所（現在のE市役所）で納付書を受け取った後、自宅近くに開店したばかりのF金庫G支店で納付したという個別具体的な記憶がある。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年4月までの期間、48年11月から49年12月までの期間及び51年4月から52年6月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年4月まで  
② 昭和48年11月から49年12月まで  
③ 昭和51年4月から52年6月まで

申立期間①の国民年金保険料については、国民年金徴収員に対して納付していたはずであり、申立期間②及び③の保険料についても特例納付したはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時、A区B地に在住しており、A区役所職員が数か月に1回集金に来ていたとの記憶があり、A区役所によれば区役所職員による国民年金保険料の徴収が行われていたとしており、申立人の記憶と一致する。

また、申立人が、申立期間①当時保有していたとしている国民年金手帳の形状や、納付方法についての記憶は、申立期間①当時の状況とおおむね一致しており、不自然さはみられない。

さらに、申立人は申立期間①当時、手取りで3万円程度の月収があったとしており、保険料納付を阻害するような経済的事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人が特例納付の手続をしたとしている時期は、第3回特例納付期間内である上、申立人がこのとき納付したとしている保険料額は、申立人夫婦が申立期間の保険料をすべて納付した場合の額とおおむね一致しており、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張

に不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和 53 年ころ、テレビの報道で特例納付制度を利用すれば記録上未納となっている期間について保険料をさかのぼって納付できることを知り、C 市役所（現在の D 市役所）で納付書を受け取った後、自宅近くに開店したばかりの E 金庫 F 支店で納付したという個別具体的な記憶がある。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1960

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年9月まで  
申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその両親が納付したはずとしているところ、申立人が20歳になった昭和45年6月に国民年金に加入して以来、申立人の保険料は申立期間を除きすべて納付されており、両親は共に国民年金制度が発足した36年4月から同制度に加入し、60歳に至るまで申立期間を含め保険料を完納していることから、申立人の申立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を含め、両親は継続して手芸店を経営しており、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1963

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

A市で国民年金に加入し、昭和36年4月から市役所で国民年金保険料を納付した。38年※月に結婚した時には、国民年金手帳に記載された氏名の変更手続を行った。夫が転勤する43年3月まで続けて納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金に加入し、国民年金制度が始まった昭和36年4月から国民年金保険料を納付し始め、38年※月に結婚した時には、A市役所で氏名変更手続を行い、申立人の夫が転勤でB市（現在は、C市）に転居する43年3月まで、市役所で国民年金保険料を納付したとするところ、申立人の申述は具体的かつ鮮明である上、申立人が納付したとする保険料額、納付場所、納付方法等は、当時の状況と符合し、申立内容に不合理な点はみられない。

また、申立人の国民年金の加入手続をしたとする申立人の父親や、結婚するまで同居していた母親及び弟は、申立期間はすべて納付済みとなっており、申立人のみが未納であるのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、結婚後、転勤でA市からB市に転居するまで申立人がA市役所で国民年金保険料を納付していたこと、申立人が所持していた国民年金手帳に検認印が押されていたことを記憶しており、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 1964

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から52年3月まで

昭和51年に結婚した後、夫の両親に老後のために国民年金に入るように勧められ、A市役所（現在は、B市）で夫婦一緒に加入手続を行った。加入後、市役所職員から20歳にさかのぼって保険料を納付できることを教えられ、しばらくして納付書が送付されてきたので、C信用金庫D支店で一人分約30万円を納付した。間違いなく夫婦二人共納付しているので申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月ころ夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦がA市役所窓口で国民年金の加入手続を行った後、しばらくして、市から送付された納付書で、20歳からの国民年金保険料を一括納付したとする時期は、第3回特例納付実施時期に該当し、C信用金庫D支店で一人分約30万円を納付したとする金額は、申立人が申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人の夫は、特例納付したとする時期には、申立期間の国民年金保険料を特例納付するだけの資力が十分あったものと推認される上、特例納付について、市役所職員から受けた説明も具体的に記憶していることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1965

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から52年3月まで

昭和51年に結婚した後、両親に老後のために国民年金に入るように勧められ、A市役所（現在は、B市）で夫婦一緒に加入手続を行った。加入後、市役所職員から20歳にさかのぼって保険料を納付できることを教えられ、しばらくして納付書が送付されてきたので、C信用金庫D支店で一人分約30万円を納付した。間違いなく夫婦二人共納付しているので申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月ころ夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦がA市役所窓口で国民年金の加入手続を行った後、しばらくして、市から送付された納付書で、20歳からの国民年金保険料を一括納付したとする時期は、第3回特例納付実施時期に該当し、C信用金庫D支店で一人分約30万円を納付したとする金額は、申立人が申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人は、特例納付したとする時期には、申立期間の国民年金保険料を特例納付するだけの資力が十分あったものと推認される上、特例納付について、市役所職員から受けた説明も具体的に記憶していることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1966

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年12月まで

申立期間については、会社を退職後、A区役所B出張所で国民年金の加入手続をした。保険料については、C銀行（現在は、D銀行）で預金を引き出し、同出張所で、職員に言われるとおりに一括納付した。保険料は月額約1万円で、合計6万円くらいであったと思う。申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年にA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年12月ころであると推認できる上、同出張所は国民年金保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間の国民年金保険料を一括納付した場合の金額は5万8,200円であり、申立人が納付したとする額とおおむね一致する。

さらに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、平成4年7月から同年10月までは厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1967

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

A区美容室に住み込みで働いていた時に20歳になり、当初、国民年金のことはよく知らなかったが、国民年金保険料を納めれば、老後や障害になったときに年金がもらえることを知った。当時、保険料は月額100円で、十分納付できる金額だったので、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとするところ、A区から転居したB市の国民年金被保険者名簿では、B市在住時の昭和42年4月25日に申立期間の保険料をまとめて過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1970

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年6月まで

私は、社会保険庁から送られてきた年金特別便を見て申立期間が空白になっていることに驚いた。国民年金の保険料は、私の妻が間違いなく納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料の納付を行ってきたとしており、その妻は、家計の切盛りをしていたので、区役所から毎月送達された二人分の納付書によりA銀行で二人の保険料を納付したと主張しているところ、B区では、昭和44年4月から納付書による納付方式となり、納付書は毎月届けていたとしている。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、20歳から40年間の加入期間のうち5回転居した際の国民年金の切替手続を適切に行っているなど、申立期間の15か月間だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料について、C市からD市に転居してからは、その妻が納付したと強く証言しており、その妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間、59年1月から60年3月までの期間、62年3月、62年5月から63年1月までの期間及び63年3月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで  
② 昭和59年1月から60年3月まで  
③ 昭和60年7月から61年3月まで  
④ 昭和62年3月  
⑤ 昭和62年5月から63年1月まで  
⑥ 昭和63年3月  
⑦ 平成2年3月(付加保険料のみ)  
⑧ 平成4年2月から同年3月まで  
(付加保険料のみ)

国民年金保険料は、妻から金を受け取り、私がA市役所で各種税金とともに、保険料を納付していた

昭和57年に家を新築し、59年は長女の大学進学も重なったことから、各種税金、国民健康保険税及び国民年金保険料が滞納がちになり、昭和59年度分の国民年金保険料については、同年中に納付することができず、後日分割納付した。

その他の期間も、付加保険料を含めて保険料を納付しており、申立期間①から⑥までが定額と付加保険料の両方が未納であり、申立期間⑦及び⑧は付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和39年4月から国民年金保険料を納付し、また、53年8月からは付加保険料を含め申立期間①直前まで完納し、

申立期間①直後についても付加保険料を含め納付していることから、納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間①の保険料を納付できない特段の事情も見当たらず、申立期間①においても他の期間と同様に保険料を納付できなかったとは考え難い。

- 2 申立期間②、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された昭和 58 年分、61 年分及び 62 年分の確定申告書（控）の、社会保険料控除欄に納付した国民年金保険料額及び付加保険料額が記載されており、その金額は各申立期間に係る保険料額と一致している。
- 3 申立期間③について、同期間の保険料は、昭和 60 年は現年度納付が、61 年及び 62 年は過年度納付が可能であるが、申立人から提出された 60 年分、61 年分及び 62 年分の確定申告書（控）には、申立期間③の国民年金保険料に該当する金額が計上されていない上、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 申立期間⑦について、同期間の国民年金保険料は社会保険庁の記録から過年度納付されたことが確認でき、この期間は付加保険料を納付できない期間である。  
また、申立期間⑦を含む平成 2 年分の確定申告書（控）には、付加保険料 11 か月分に相当する額が社会保険料控除額（国民年金）として、計上されている。
- 5 申立期間⑧について、同期間の国民年金保険料は社会保険庁の記録から過年度納付したことが確認でき、この期間は付加保険料を納付できない期間である。  
また、申立期間⑧を含む平成 4 年分の確定申告書（控）には、付加保険料 10 か月分に相当する額が社会保険料控除額（国民年金）として、計上されている。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 3 月、62 年 5 月から 63 年 1 月までの期間及び 63 年 3 月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1972

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

大学を卒業し、建築設計事務所に就職したが、厚生年金保険適用事業所ではなかったため、昭和 48 年 4 月末ころに国民年金加入手続をし、加入後は、厚生年金保険期間を除きすべて納付していたはずであり、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月末に国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、加入手続が行われたのは同年 4 月 24 日ころと推認され、申立人の申述と符合する。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれることから、加入直後の申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 1974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
年金番号 :  
生年月日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 3 月

昭和 49 年 12 月の国民年金保険料が未納となっていたので記録照会を行ったところ、49 年 12 月は納付済みであるが 50 年 3 月が未納であるという回答であった。昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間は無職ではあったが、厚生年金保険から国民年金への切替えを行って国民年金保険料を納付した。申立期間の 1 か月だけが未納であることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間はすべて保険料を納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付されており、申立期間の 1 か月のみ納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間を含む昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間について、49 年 12 月が未納から納付済みに、申立期間である 50 年 3 月が納付済みから未納へと記録訂正されている上、申立期間について A 市の国民年金被保険者記録票では未納、B 区の納付状況リストでは納付済みとなっており、申立人に係る納付記録について行政側の記録管理に誤りがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1975

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

昭和55年3月に夫(申立人)が会社を辞めてすぐに夫が夫婦二人の国民年金の加入手続をA市役所で行った。夫は再就職が決まらなかったため昭和55年6月に取りあえず昭和55年度分の国民年金保険料を自分の分だけ一括納付した。その領収書を私と義母は確認しており、夫が自分の分だけ納付したことについて夫とけんかをしたことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申述する国民年金保険料の領収証書の様式は申立期間当時にA市(現在は、B市)が交付していた国民年金保険料納付書兼領収証書の様式と一致していることが確認できる上、その領収証書に記載されていたとされる保険料額は、申立期間の保険料額とほぼ同じであることが確認できることから、申立人の妻の申述には信憑性<sup>びよう</sup>がうかがえる。

また、申立人の妻は、生活苦の中にもかかわらず申立人が自身の分だけ国民年金保険料を納付したことを巡り<sup>いさか</sup> 諍いになったと当時の状況を鮮明に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月1日から38年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社B部における資格取得日に係る記録を37年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月15日から37年6月9日まで  
② 昭和37年11月1日から38年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①については、A株式会社C出張所に勤務し、申立期間②については、A株式会社本社B部に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び事業主の退職証明書、事業主への照会に対する厚生年金保険被保険者の資格取得届出漏れとの事業主の回答から、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和37年11月1日に同社C出張所から本社B部に異動)、申立期間②に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届出誤りがあったとしていることから、事業主は昭和38年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る37年11月及び同年12月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A株式会社の退職証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間①において、A株式会社C出張所に勤務していたことは推認できる。なお、A株式会社本社人事部は、昭和37年11月1日以前の申立人の人事記録が無いことから、雇用保険の加入記録により36年4月15日入社とする退職証明書を発行したと供述している。

また、A株式会社本社D部は、申立人は現地採用であったと思われ、申立事業所の社会保険手続は、その事業所で行っており、本社は関知していなかったとしており、当時の同僚は、現地採用社員の厚生年金保険加入については申立事業所の所長の推薦が必要であったと供述している。

さらに、社会保険事務所が管理しているA株式会社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月2日まで  
A株式会社C本社から同社B支店へ昭和44年1月21日に転勤した。ところが、厚生年金保険手続において、昭和44年3月31日にC本社での資格を喪失し、44年4月2日にB支店での資格を取得したという記録となっている。B支店転勤後3か月間は本社から給与を受けていたが、その後B支店から給与を受けるようになったため、切替時に手続がおかしくなったと考えられる。一貫して、A株式会社に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した社会保険台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和44年3月31日に同社C本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 埼玉厚生年金 事案 1019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月21日から同年6月21日まで  
昭和45年4月1日にA株式会社に入社し、研修後直ちに子会社であるB株式会社に出向し、1年ほど同社に勤務した後、A株式会社に戻った。A株式会社は、その後、C株式会社と社名変更したが、昭和55年10月に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、A株式会社在職時の1か月が欠落している。B株式会社からA株式会社へ異動する間の手違いだと思うので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に同期入社し、申立期間においてB株式会社及びA株式会社に勤務した同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間についてA株式会社に継続して勤務し（昭和46年5月21日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年6月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB本社における資格取得日に係る記録を昭和44年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月16日から同年7月1日まで

昭和42年4月1日に株式会社AのC工場に入社以来、現在まで同社に在職しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、同社C工場から同社B本社に転勤した際の被保険者期間1か月が欠落している。被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社A（B本社）から提出された申立人に係る在職証明及び発令情報一覧並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年6月16日にC工場からB本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月22日から46年1月11日まで  
昭和45年12月21日付の人事異動でA株式会社C工場から同社B本社に転勤しており、36年2月24日に入社して47年6月10日に退社するまで継続して勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたことから申立期間が未加入となっているのは納得できないので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和45年12月22日にA株式会社C工場から同社B本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和46年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和46年7月から同年9月までの標準報酬月額については7万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月28日から同年10月1日まで  
申立期間は、A株式会社で昭和46年2月から継続して勤務しており、提出した給与明細のメモのとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できるとともに、申立人が所持する給与明細のメモにより、申立人は給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和46年7月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされており、同日に当該事業所が適用事業所でなくなったとされているが、その適用事業所でなくなったとされている日より後に、当該事業所に係る複数の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、そのうち、4名は、46年10月1日の資格喪失となっており、1名は、同年10月4日に新規資格取得し、同月30日に資格喪失していることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を遡及訂正したことが

認められ、その処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）により、昭和46年8月において定時決定した申立人の標準報酬月額が取り消されていることが確認できることから、申立人が同年7月28日に厚生年金保険の資格を喪失したとする記録についても、遡及処理されたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は、少なくとも昭和46年10月30日まで適用事業所であったと認められるとともに、申立人について、同年7月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人が給与から事業主により同年7月から同年9月までの厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

また、昭和46年7月から同年9月までの標準報酬月額については、給与から源泉控除されていた厚生年金保険料額から、7万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和46年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで

A社B支社C支部には昭和46年4月から49年3月まで勤務していたが、46年10月の厚生年金保険加入記録が無いことが判明した。勤務は継続しており、この間に転勤もしていないので、この月も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社D局からの回答書、申立人から提出されたA社内勤職員票の写し及び申立人の元上司の供述から、申立人が、申立期間当てもA社B支社C支部に勤務していたことが認められる。

また、当時の給与計算実務を知るA社の元従業員が、申立期間当時、同社は本社一括で給与計算を行っており、適用事業所の異動に際して年金記録の欠落が生じた社員であっても保険料控除をされない月が生じることはなかったとしているところから、申立人が、昭和46年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、複数の同僚が、「自分も、内勤職になった時に、厚生年金保険の適用事業所がA社B支社から同社本社扱いになったと思う。」と供述して

いる上、申立人から提出されたA社内勤職員票においても昭和46年10月に内勤職になっていることから、同社本社における資格取得日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、昭和46年10月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年11月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和46年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月20日から同年5月21日まで  
昭和26年3月20日からA株式会社C工場に勤務した。賃金伝票でも最初の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賃金伝票（給与明細書）及び同僚の証言により、申立人が昭和26年3月20日からA株式会社C工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年4月及び同年5月の給与明細書から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月20日から48年2月8日まで  
A社の資格取得日は昭和48年2月8日となっているが、47年12月20日から勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職期間証明書及び人事記録により、申立人が昭和47年12月20日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、昭和47年4月から48年12月までに、同一資格で入社した17名の入社日と厚生年金保険の資格取得日を見ると、47年12月及び48年1月に入社した申立人を含む3名は入社から1月又は2月の未加入期間があるものの、残りの14名は入社日に厚生年金保険に加入していること、同僚は、「採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行はなかった。」と供述していること、申立期間当時に作成した職員募集関係資料においても、待遇について「社保完」と記載されていること、及び事業主は、申立人の給与から申立期間の保険料を控除したが資格取得

日を誤って届け出た結果、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険庁のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤ったと考えるとしていることから、事業主が昭和48年2月8日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年12月及び48年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月30日に訂正し、43年3月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、A株式会社D工場における資格喪失日に係る記録を54年4月1日に訂正し、54年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の期間照会によると、申立期間①及び②の期間にそれぞれ1日ずつの空白が生じたことになっているが、私は株式会社Bの在籍証明書のとおり昭和41年3月22日から平成14年9月30日まで1日も空くことなくA株式会社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した在籍証明書、人事記録（職員元票、人事異動通知等）及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し（申立期間①においては、同社が保管する職員元票の社内経歴欄から昭和43年3月30日に同社E工場からC工場へ、申立期間②にお

いては、同社の保管する人事異動通知から 54 年 4 月 1 日に同社 D 工場から F 工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 43 年 4 月の社会保険事務所の記録から 3 万 3,000 円、申立期間②の標準報酬月額については 54 年 3 月の社会保険事務所の記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 3 月 31 日を資格喪失日と届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1956

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から59年7月まで

申立期間の国民年金保険料について無資格期間となっているとのことだが、保険料を納付した記憶があるので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所から郵送された納付書にて一括でさかのぼって納付したとしているが、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和54年6月に国民年金資格を喪失した後、59年8月に国民年金資格を再取得しており、申立人保有の国民年金手帳にも同様の記載がある。申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は専業主婦であったことから、申立期間は任意加入期間の未加入期間であったとするのが合理的であり、保険料をさかのぼって納付することのできない期間である。

また、申立人は、納付手続をした時期について明確な記憶が無く、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿によれば、昭和59年8月から60年3月までの期間の保険料を、61年10月、62年1月及び62年3月の3度に分けて過年度納付した記録となっている上、申立人が納付したとしている保険料額は、過年度納付がされている59年8月から60年3月までの期間の保険料の金額に近く、申立人が保険料をさかのぼって納付した期間は、59年8月から60年3月までの期間と考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1957

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

申立期間については、昭和54年3月ころ、A市役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、申立期間の夫婦二人分の保険料16万円くらいを納付した。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月ころ、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料約16万円を一括納付したとしているが、納付したとする時期は第3回特例納付の実施期間中であるため、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は合計で45万6,000円となり、申立人が主張している保険料納付金額と乖離<sup>かいり</sup>している。

また、申立人夫婦の連番で払い出されている国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和51年10月7日ころであり、申立人夫婦に関する社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直後の49年1月から51年3月までの期間の保険料を51年11月に過年度納付したとする記録があり、申立人は当該過年度納付と申立期間の保険料納付を錯誤した可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 埼玉国民年金 事案 1958

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

申立期間については、昭和54年3月ころ、A市役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、妻が申立期間の夫婦二人分の保険料16万円くらいを納付した。未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月ころ、その妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料約16万円を一括納付したとしているが、納付したとする時期は第3回特例納付の実施期間中であるため、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は合計で45万6,000円となり、申立人が主張している保険料納付金額と乖離<sup>かいり</sup>している。

また、申立人夫婦の連番で払い出されている国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和51年10月7日ころであり、申立人夫婦に関する社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直後の49年1月から51年3月までの期間の保険料を51年11月に過年度納付したとする記録があり、申立人は当該過年度納付と申立期間の保険料納付を錯誤した可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1959

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年5月まで

昭和45年2月に結婚し、同年10月、A市役所に転居届を提出した際、国民年金手帳の氏名と住所の変更を届け出た。国民年金保険料は送られてきた納付書に現金を添えて同市役所で支払った記憶がある。20歳になったときから国民年金に加入し保険料の納付を続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月に結婚し、同年10月にA市役所に転居届を提出した際、国民年金手帳の住所及び氏名の変更を届け出て、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書に現金を添えて同市役所の窓口で納付した記憶があるとしているが、A市が納付書方式による保険料徴収を開始したのは47年4月であり、それ以前に用いられていた保険料徴収時に国民年金手帳に検認印を押す方式について申立人は具体的な記憶が無く、申立人の国民年金手帳の45年10月から47年3月までの検認印欄にも検認印が無いことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1961

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで  
老後のためと思って、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付を続けてきた。保険料に未納は無いはずであり3年間も未納期間があるのは絶対に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、老後のためと思ってA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し続けたとしているが、申立期間の保険料額、納付時期等について具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録では、申立期間の前は3か月ごとに国民年金保険料が収納されていることが確認できるが、申立期間直後の昭和50年度については、年度末の昭和51年3月31日に1年分の検認印が押されていることから、申立期間については、何らかの事情で納付していなかった可能性も否定できない。

さらに、申立期間は36か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1962

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年6月までの期間、38年9月から39年3月までの期間、39年5月から41年3月までの期間、42年4月から44年3月までの期間及び46年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年6月まで  
② 昭和38年9月から39年3月まで  
③ 昭和39年5月から41年3月まで  
④ 昭和42年4月から44年3月まで  
⑤ 昭和46年5月から同年12月まで

市役所から国民年金保険料の請求があれば、必ず納付したはずである。申立期間当時の保険料額や納付場所などは思い出せないが、未納期間が何年もあるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、当該期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも申立人は、納付した保険料額、納付場所、納付方法等を具体的に記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月11日に払い出されており、払出日からすると申立期間①の全部及び②の一部は時効で納付をすることはできない上、申立期間②及び③の一部は過年度納付することになるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられず、申立人が過年度納付した記憶も無い。

さらに、申立期間④及び⑤については、一緒に納付していたとする元妻も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1968

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年8月までの期間、48年5月から49年10月までの期間及び51年2月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年8月まで  
② 昭和48年5月から49年10月まで  
③ 昭和51年2月から59年5月まで

親に国民年金への加入を勧められ、A市役所で加入手続をし、オレンジ色の年金手帳を交付された。申立期間③当時は市役所のすぐ近くで店を開いており、仕事の合間に市役所に行き、国民年金保険料を国民健康保険料と同じ窓口で、一緒に納付書で納めていたと記憶している。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年10月9日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより、国民年金の加入期間となったことが社会保険庁の記録から確認でき、申立期間当時は国民年金の未加入期間であることから、保険料を現年度納付することができず、記録が追加された時点においては時効により過年度納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間について、オレンジ色の表紙の年金手帳を交付されたとしているが、申立期間①及び②当時には、同色の表紙の年金手帳は交付されていない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①当時、A市では印紙検認による国民年金保険料納付

を実施していたが、申立人は保険料の納付方法として印紙検認の記憶が無いなど、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1969

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年3月まで

私が結婚後に会社を辞めたので、主人が、私の年金が将来もらえないのは困ると思って、国民年金の仕事をしていたAさんに手続きをお願いした。国民年金保険料は、夫が勤務していたB店が私たち夫婦及び兄夫婦の保険料をまとめて一緒に納付した。主人の保険料がすべて納付済みなのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和43年5月25日から同年6月8日までの間となっており、申立人が所持している国民年金手帳が同年6月18日に発行されていることから、同年6月の初めころ加入手続きを行ったと推認でき、加入手続きを行った後の同年11月5日に同年4月から同年9月までの保険料を納付しており、当該時点で申立期間の保険料は、過年度納付となるが、申立人は過年度納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入について、その夫の友人の父親が国民年金の仕事をしていたので、その人に手続きを依頼したと主張しているが、C市では、昭和38年2月からは市役所の年金係のみで加入受付をしていたとしており、53年3月までは5人の市役所の職員が国民年金保険料の徴収事務のほか連絡があれば加入受付の受付に伺っていたようであるとしてい



るものの、申立人が主張する夫の友人の父親が市職員又は年金委員等に携わっていたかどうかは、名簿が無いため分からないとしている。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立人の義兄が証言してくれると主張しているが、その義兄は、その父と事務員が経理を担当しており、自らその事務に携わっていないので分からないとしている上、その父と事務員は亡くなっているため、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接かかわっていないため、その状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和44年2月から50年3月まで

昭和44年8月の結婚を契機に夫婦で国民年金に加入し、申立期間当時の保険料は私が二人分を農協かA銀行B支店で納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年にその元夫と共に国民年金に加入したと主張しているが、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人及び元夫の記号番号の前後に払い出された任意加入者の加入時期から50年9月ころであると推認でき、この手帳記号番号の払出しの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人も交付された年金手帳は現に所持している1冊のみであるとしている。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付したと主張しているが、その元夫も申立期間は未納となっている。

加えて、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月 31 日まで  
申立期間について、A事務所で働いていた時の厚生年金保険の記録がもれているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事務所に、申立期間につき臨時雇員として勤務していたと申し立てており、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人の証言及び申立人の業務に関する申立内容により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前記同僚二人も申立人と同様に臨時雇員であったと供述し、その同僚二人についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所においては、臨時雇員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、当該事業所の回答では、当時の資料が無く、勤務実態及び保険料控除について不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原簿に申立人の氏名は無いことが確認でき、また、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から29年5月1日まで  
昭和27年3月に私の父を通じてA社の総務担当の叔父から、前任のBが退職したので、大至急、着任する様にとの要請があり27年4月に勤務することになった。昭和27年5月から29年10月までA社に勤務したので、27年5月1日から29年5月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和40年10月11日に全喪しており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため証言を得ることができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していた同僚で住所等が判明し、照会した二人のうち回答が得られた一人は、申立人についての記憶が無いと供述している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する年金手帳番号払出簿によると、申立人の当該事業所に係る資格取得日は昭和29年5月1日であり、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は同日である上、申立期間中における健康保険証の番号の欠番や重複は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から同年10月1日まで  
昭和36年5月から同年10月ころまでA市内のB株式会社（現在は、C株式会社）で働いており、厚生年金保険にも加入していた。  
しかし、ねんきん特別便の年金加入履歴によると、同社での加入記録が抜けているので、調査の上、記録を訂正してほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月から同年10月まで、B株式会社にブロック組立工として勤務していたと申し立てているが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、当該事業所は、申立期間当時における従業員について確認できる資料等が無いと回答している上、申立期間と同時期に同社に勤務していた従業員3人からも申立人については記憶が無いとの回答があったことから、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、当該事業所の総務担当者は、「申立期間当時、当該事業所では、作業員については短期間の雇用契約であり、厚生年金保険に加入させない取扱いであったと思う」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人が昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A 株式会社に勤務していた平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 41 万円となっている。

しかし、平成 9 年 4 月から同年 6 月までの給与明細書をもとにした定時決定の標準報酬月額は 56 万円となるはずなので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成 9 年 6 月 7 日付の A 株式会社 B 長からの申立人に対する書面から、同社の定年延長実施要綱の規定により、申立人の賃金月額が同年 7 月から 40 万 600 円に改定されることについて、申立人に通知したことが確認できる。

また、C 健康保険組合の、申立人の申立期間の標準報酬月額が、算定基礎届ではなく 7 月から 9 月までの報酬月額に基づき随時改定で 41 万円と決定されていることが被保険者標準報酬改定通知書の写しで確認でき、また、D 年金基金の標準報酬月額も同様に改定されていることから、申立人は、随時改定にて、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が 41 万円と決定されたことが認められる。

なお、申立期間に係る報酬額及び厚生年金保険の保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は、平成 9 年 7 月以降の給与明細書は保持していないと申し立て、事業主も賃金台帳その他保険料控除を確認できる資料は残存していないと回答していることから、申立人の主張する厚生年金保険料の給与からの控除については確認することができない。

さらに、申立人は、同僚への照会については、しないでほしいとしてい

ることから、現在までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から25年12月15日まで  
申立期間についてはA団体に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、食糧管理法（昭和17年法律40号）の改正によりB事業を行う団体が設立されていたことが資料により確認できることから、申立人が申立期間においてB事業に携わる事業所に勤務していたとする申立てには信憑性が認められる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務したとする「A団体」については、商業登記及び社会保険庁の記録にも該当事業所名が無い上に、同庁の記録によると、申立期間当時、食糧管理法に基づいてB事業を行っていた「C団体」、「D団体E支店」及び「F団体G支局」が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、いずれの事業所ともすべての被保険者の記録が無く、加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳も索出できなかったため、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったか否かは不明である。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚については、その所在がつかめないため、これらの者から、申立人が申立期間に「A団体」に勤務していたとする証言を得ることができない。

さらに、「A団体」はH法の適用を受ける組織ではなく、I組合によると申立人のJ共済被保険者期間は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、  
関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 4 日から 19 年 10 月 31 日まで  
社会保険庁の記録では、A 株式会社の資格喪失日が昭和 18 年 7 月 4 日となっている。実際は昭和 19 年 10 月 30 日に退社している。人事発令書があるので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事発令書により申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは認められるが、申立人が労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、Bの部品等改良作業に従事していたと供述しており、採用時の昭和 18 年 6 月 16 日の人事発令書に「C係勤務を命ず」とあることから、申立人は当初Dとして労働者年金保険の適用対象者であったが、その後同年 7 月 1 日の人事発令書において「雇を命ず」とあり同日から労働者年金保険の適用対象者からはずれたことが推認される。

このほか、同社は既に解散しており、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 10 年 7 月から 12 年 3 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日を調査したところ、取締役であった申立人及び代表取締役、監査役、取締役の4人の平成10年7月での随時改定、同年及び11年に係る定時決定時の標準報酬月額が12年5月19日に2年前に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する59万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成12年4月1日）の後の同年5月19日付けで10年7月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げている。

さらに、申立人は、厚生年金保険に係る届出業務等の業務を担当する取締役経理部長であり、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正に関与していたと供述していることから、申立人は、同社の業務を執行する責任を有する取締役であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らを含む取締役の記録訂正処理に職務上関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年1月1日から11年8月6日まで  
平成20年11月20日にA社会保険事務所への来所依頼があり、同事務所を訪れ、職員の質問に応じた。標準報酬月額が遡及訂正されていることについて質問されたが、遡及訂正に<sup>そきゆう</sup>関与したかは不明とし、社会保険料の滞納は無かったと回答した。遡及訂正された標準報酬月額について確認申立を行う。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は株式会社Bにおいて昭和55年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成6年\*月\*日に65歳到達を事由に被保険者資格を喪失している。

一方、申立人の申立期間は、平成7年1月1日から11年8月6日までとしているが、この期間申立人は、65歳になっており、厚生年金保険の被保険者となりえない期間であることから、遡及訂正された標準報酬月額は健康保険に係るものであることが確認できる。

なお、旧厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)では被保険者の資格に年齢制限はなかったが昭和61年4月1日から国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)が施行され、厚生年金保険被保険者となれるのは、適用事業所に使用される65歳未満の者とされた。

以上のことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月25日から39年3月20日まで  
昭和38年からA社に妻と一緒に研磨工として勤めていた。妻の場合には当事業所の厚生年金保険被保険者記録があるが、妻と同じように勤めていた私の厚生年金保険の記録が無いので、私の被保険者記録もあると思ひ申立てをしたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した申立期間当時の従業員名簿から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の従業員名簿と社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を突合すると、申立人のほかにも氏名が見当たらない従業員が複数いることが確認できることから、すべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていないことがうかがえる。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について事業主は、確認できる資料が無いため不明としている上、社会保険事務所の記録により、申立期間にA社で被保険者であることが確認できる当時の同僚にも確認したが、供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月27日から57年5月21日まで  
株式会社Aには夫婦で勤務し、退職も同時期であったが、妻の厚生年金保険の資格喪失日が昭和57年9月17日であるにもかかわらず夫の資格喪失日は56年6月27日であり、夫の資格喪失日は早すぎる。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは既に廃業し、当時の代表者は亡くなっており、当該代表者の妻及び当時の経理関係事務を委託していた会計事務所でも申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できないとしている。

また、社会保険事務所の記録から当時の同僚で申立人の2か月後に被保険者資格を喪失している者は、「自分が退職する前に申立人は退職し、会社に勤務していない。」と供述している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の申立期間後に勤務した事業所へ申立人の履歴状況を確認したが不明との回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 9 月 17 日まで  
社会保険庁の記録では、昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 9 月 17 日までの標準報酬月額が 5 万 2,000 円となっているが、入社から退職まで、標準報酬月額が 30 万円に相当する報酬が支払われていたため、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月まで標準報酬月額が 30 万円、56 年 7 月から 57 年 9 月までの標準報酬月額は 5 万 2,000 円とされているが、申立人は、在職中は株式会社Aから報酬として 30 万円程度を受け取っていたと主張している。

しかし、株式会社Aは既に廃業し、当時の代表者は亡くなっており、当該代表者の妻及び当時の経理関係事務を委託していた会計事務所でも申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当時の報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、申立人には給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料も無い。

さらに、社会保険庁の被保険者記録から当時の同僚の標準報酬月額について確認したが、その改定額等に不自然さはうかがえない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録について、遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正が行われていることもなく、社会保険庁のオンライン記録とも一致しているため、社会保険事務所において不合理な処理が行われ



た形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月まで  
② 昭和 37 年 8 月から 39 年 12 月まで

A株式会社には昭和 36 年から 39 年まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、37 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日までと、前後が抜けている。東京オリンピックの時に同僚とマラソンを見た記憶がある。

父の紹介で勤め始めた。Bビルの最上階に会社があり、毎月給料日に鑑賞券を 10 枚から 20 枚配布されたのを覚えている。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社は既に廃業し、法務局の商業登記上においても役員等の氏名が確認できない上、申立人も事業主等の氏名を記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険庁の記録から、申立期間にA株式会社の被保険者であることが確認できる複数の同僚に当時の申立人の勤務実態について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月から 34 年 10 月まで  
② 昭和 45 年 11 月から 47 年 8 月まで  
③ 昭和 48 年 4 月 26 日から 49 年 7 月まで

本人は平成 18 年 6 月に故人になっている。遺品の中に、手書きの職歴があったので申立てをする。昭和 47 年 9 月 18 日から 49 年 7 月ころまで A 県にある B 社に勤務していたが、48 年 4 月 26 日までしか厚生年金保険の記録が無い。昭和 31 年 12 月ころから 34 年 10 月ころまで C 区にある D 社、45 年 11 月ころから 47 年 8 月ころまで E 市にある F 社に勤務していたが、全期間の厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D 有限会社は、C 区で G 品を製造し現存している有限会社 H であることが判明したが、同社は「現在まで社会保険への加入を行っていない。」と回答している上、社会保険庁の記録から、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間①の中に重複する他の事業所での厚生年金保険被保険者期間が存在し、申立人の妻においても申立事業所での勤務時期が特定できない。

申立期間②については、社会保険庁の記録から、F 株式会社という名称で厚生年金保険が適用されている事業所は、日本全国で I 市及び J 区にある 2 社が確認できるところ、申立人の妻の説明により、申立事業所は K 県

にあるF株式会社であると推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、F社株式会社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間②の中に重複する2事業所での厚生年金保険被保険者期間が存在し、この2事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できるが、F株式会社での申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間③については、株式会社B社から提出された社会保険関係記録の写しによると、申立人は、昭和48年4月25日に同社を退職し、翌日の同年4月26日に同社は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出をしていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人の株式会社B社の離職日が昭和48年4月25日であることが確認できる。

このほか、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 21 日から 13 年 12 月 21 日まで

平成 21 年 1 月に公的年金に関する質問をするため、A 社会保険事務所を訪ねた。その時に有限会社 B の給与明細を持参していたので、窓口で給与明細と標準報酬月額の差額について聞いてみたら、当時の給料と標準報酬月額に差異があることがわかった。実際の給料よりも標準報酬月額が下げられているので、平成 2 年 5 月 21 日に入社した時から、13 年 12 月 21 日に喪失するまでの期間について、標準報酬月額を調査の上、正しい等級に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から算定した標準報酬月額と、給与明細上の厚生年金保険料控除額に一部差異があるものの、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁が管理している申立人に係る標準報酬月額と一致していることから、事業主は、申立期間について、申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月ころから 32 年 5 月ころまで  
社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、中学校の先生に引率され同級生と共に就職した株式会社Aの加入記録が抜けている。保険料のことはわからないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社Aに勤務したことは、同僚の供述により推認できる。

しかし、事業主は、当時の被保険者資格取得届確認書に申立人の氏名の記載が無く、かつ、従業者名簿の記録も無いため、勤務していたことが確認できないとしている。

また、事業主は、当時3か月程度の研修期間という試用期間を設けており、同期間中は厚生年金保険の被保険者の届出を行っていなかったとの供述があり、併せて、複数の同僚からも入社して3か月後に厚生年金保険の被保険者になったとの供述があった。

さらに、申立人の中学校卒業は、卒業証明書により昭和 32 年 3 月 18 日であることが確認できることから、申立人の申立期間を 31 年 3 月ころとする申立ては記憶が曖昧である。

加えて、同僚は申立人が当該事業所の試用期間の途中で退職したことを供述している。併せて、申立人がB株式会社で被保険者資格を取得した昭和 32 年 5 月 7 日は、申立てに係る事業所の試用期間内であったとかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 15 日から 44 年 5 月 1 日まで  
昭和 43 年 4 月 15 日から 44 年 12 月 28 日まで株式会社A（現在は、株式会社B）に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が株式会社Aに勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、申立期間当時同社の経理及び給与計算事務を行っていたとするC株式会社（現在は、株式会社D）及び株式会社Bでは、申立期間に係る人事記録等の資料及び賃金台帳等を保管していないとしている上、申立人の厚生年金保険料控除について供述を得ることもできなかった。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの事業所別被保険者名簿には、申立人の昭和 43 年 5 月 15 日付けの被保険者資格喪失に係る届出を同年 5 月 24 日に受け付け、健康保険証も返却されていることが確認できる上、44 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していること、及び雇用保険の被保険者記録についても同日に取得しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確



認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録では、株式会社A（現在は、株式会社B）の資格喪失日が昭和 42 年 4 月 18 日となっているが、実際は同年 4 月 30 日まで勤務している。給与明細書は無いが、間違いなく月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社B提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は昭和 42 年 4 月 18 日と記載されており、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、株式会社B提出の昭和 42 年 3 月分から同年 5 月分の給与に係る「諸給与支払内訳明細書」（従業員の基本給、社会保険料控除額等を記載）によると、同年 4 月分の同明細書で1か月の保険料相当額が控除されていることが確認できるが、同年 3 月及び同年 5 月の同明細書では申立人の厚生年金保険料の控除は確認できず、同社における申立人の被保険者記録（42 年 3 月 7 日から同年 4 月 18 日までの 1 月）に相当する保険料控除となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 5 日から 37 年 2 月 1 日まで

申立期間①においては株式会社A（現在は、株式会社B）に、申立期間②においてはC株式会社に勤務していた。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書は無いが、勤務していることは間違いないので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aを買収したとする株式会社Bでは、株式会社Aから厚生年金保険関係資料は引き継いでいないとしており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているなど、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格喪失日が昭和 33 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、C株式会社は既に解散しており、当時の事業主、役員に申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る被保険者原票において申立期間②に同社で被保険者であることが確認できる同僚にも

厚生年金保険の適用及び勤務実態について照会したが、供述を得られなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 2 日から 22 年 11 月 30 日まで  
A 株式会社（現在は、B 株式会社）に昭和 21 年 8 月 6 日に入社した。その後、同社が C、D と名称変更したが、26 年 6 月 29 日に退職するまで継続して勤務した。申立期間当時の給与明細書は無いが、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険及び勤務実態の関係資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であるとしており、同僚からも保険料控除及び勤務実態について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る被保険者名簿において、昭和 21 年に被保険者資格を取得し喪失日が判明した 548 名の資格喪失日を確認したところ、申立人を含む 467 名は 21 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、残り 81 名が 22 年 1 月 1 日以降に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A 株式会社に勤務していたとする同僚は、「当時、要員期間が 1 年あり、自分はこの 1 年は年金支給が無く保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年ころまで  
昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年ころまで、A社に勤務していた。申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかしながら、社会保険庁の記録からA社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に当該事業所の商業登記の記録は確認できない上、事業主の所在が不明であり、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚からも供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで  
昭和 38 年 4 月から平成 11 年 12 月まで A 株式会社 B 支店に勤務した。  
昭和 43 年 10 月 1 日付けで、標準報酬月額が 4 万 5,000 円から 3 万 3,000 円に下がった。43 年当時の給与の金額が下がった覚えがないので、標準報酬月額が下がったことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 株式会社の社員手帳によれば、昭和 42 年から 44 年にかけて基本給の金額が上がっていることは確認できるものの、同社本店及び同社 B 支店では、申立期間当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等は保管しておらず、申立人に対して支給されていた手当の種類等は不明であり、申立期間について申立人の標準報酬月額が下がった理由も不明としている。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社 B 支店に係る被保険者原票に記載された申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、金額が遡及して訂正された形跡もない。

さらに、昭和 43 年当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額として認定される額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額との相違は確認できないことから、記録を訂正する必要は認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 6 月まで  
私は、A地の公共職業安定所の紹介によりB株式会社に入社しました。  
社会保険事務所の記録では、当該事業所での資格喪失日が昭和 40 年 3 月 31 日となっているが、41 年 6 月まで継続勤務していました。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は期間は特定できないものの、B株式会社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社は、昭和 63 年 8 月 31 日に解散し、当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚に厚生年金保険の適用について確認したが、供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年11月18日から24年3月31日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、A区B地の株式会社Cに設計課製図係として勤務した。保険料も控除されていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Cの所在地や業務内容を記憶しており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿で、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、法務局の商業登記上から役員の氏名等が確認できない上、申立人は同僚の姓のみしか記憶していないことから、事業主及び同僚の調査を行うことができず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで  
③ 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA株式会社B出張所に勤務し、申立期間②についてはC株式会社で新築工事の現場監督をし、申立期間③については株式会社DのE営業所で新築工事の現場主任として勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、同僚の供述及び勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立期間においてA株式会社B出張所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A株式会社が保存していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えにより、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日は、昭和 35 年 5 月 1 日と確認できる。

さらに、当時の複数の同僚は、「入社後 1 年以上経過してから厚生年金保険の被保険者になった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、当該複数の同僚の厚生年金保険の記録における資格取

得日は入社日の数か月後であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、同僚の供述及び勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立期間においてC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C株式会社は既に全喪しており、当時の役員に照会したものの、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、当時の複数の同僚は、「同社には試用期間があり入社後すぐには厚生年金に加入しなかった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、当該複数の同僚の厚生年金保険の記録における資格取得日は入社日の数か月後であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、株式会社Dは既に廃業し、当時の事業主も亡くなっており、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、入社して1年くらいは厚生年金保険に加入していなかったと供述している当時の同僚もいる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 51 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間について、A株式会社（社名変更後は株式会社B）に勤務しており、C地の社会保険事務所発行の健康保険証を所持していた記憶がある。しかし、当該期間の厚生年金保険加入記録が抜けているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社及び株式会社Bは、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において、両事業所の記録は無い。

また、申立人が覚えていた両事業所の元代表者は、申立人が当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が両事業所に勤務していたことはうかがえる。しかし、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、両事業所の元代表者は申立期間において国民年金に加入しており、両事業所は厚生年金保険未適用であった旨供述している。

加えて、株式会社Bの廃業に当たり、同事業所の社員を受入れたD株式会社の代表者によると、Bの社員は厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月5日から30年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が欠落している。同社には昭和28年6月1日から31年7月19日まで継続して勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、申立人はA株式会社における被保険者資格を昭和29年5月5日に喪失し、同時に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者名簿には昭和29年5月5日に資格喪失し、30年10月1日に再取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚から、昭和30年2月にA株式会社は従業員全員の解雇を行い6か月ほど操業停止し、同年8月に操業再開から再雇用を開始していた事実の供述が得られた。このことは、同社の50年史にも掲載されている上、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿により昭和30年2月21日には事業主を含む4名を除き全員が資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 10 月 13 日まで  
平成 6 年 4 月から A 株式会社 に営業職として就職し、7 年以上勤務した。しかし、就職当初から平成 10 年 7 月までの約 4 年間については厚生年金保険に加入していたが、それ以降は国民年金にさせられた。保険料が控除されていたことは、別添の給与明細書を見れば判明する。国民年金にさせられた分を、早く厚生年金保険に戻して支給してほしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持している給与明細書から、申立人は申立期間において、A 株式会社 に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、給与明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されたのは、平成 10 年 6 月分（給与支払いは同年 7 月）までであり、申立期間である同年 7 月分（給与支払いは同年 8 月）以降については厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間において、申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料も全額納付していることが、社会保険庁の国民年金納付記録により確認できる。

さらに、A 株式会社の元代表者によれば、会社の経営上の都合から、厚生年金保険の加入者全員の被保険者資格を平成 10 年 7 月 1 日付けで喪失させたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ころから26年ころまで  
② 昭和26年ころから同年10月まで

私は、昭和24年ころから26年ころまでAに勤務していた。また、26年ころから29年1月まではBに勤務していた。

Aに勤務していた昭和25年12月に祖父の葬儀が行われたが、勤務が忙しくて出席できなかったため、非常に強く印象に残っている。この時期には間違いなくAに勤務しており、健康保険を使用した記憶もある。その後、Bにおいて26年10月前から継続して勤務していた。記録では、26年10月からとなっているが、社会保険適用は24年ころからときいており、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の具体的な勤務内容の説明により、Aに勤務していたことはいくつかはわかる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、「A」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない。

また、Aは既に解散しており、申立人は、同僚等を姓のみしか記憶していないことから、同僚等の調査を行うことができず、申立期間①における厚生年金保険の控除について確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを証明できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、Bは、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、Bは既に解散しており、申立人は、同僚等を姓のみしか記憶し

ていないことから、同僚等の調査を行うことができず、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを証明できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

昭和 26 年に株式会社 A に入社し、42 年 9 月に退職するまで同社を辞めたことは一度もない。また、社会保険事務所で、他の同僚 3 人についても同時期欠落期間があると言われたが、被保険者資格を同日に喪失し、その後同じ会社に同日再取得するとは考えにくいので、調査のうえ厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、株式会社 A に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主によれば、当時の事務担当者は既に他界しており、賃金台帳及び人事記録は保存期間満了により既に廃棄済みであるとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の事実をうかがわせる証言及び関連資料を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人と職種を同じくする同僚二人についても、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録とも一致している上、同名簿によると、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も見当たらない。

加えて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで  
② 平成 8 年 3 月 31 日から 8 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に照会したところ、A株式会社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。また、平成 8 年 10 月頃まで勤務していたのに、平成 8 年 3 月以降の加入記録が無かった。そのため、申立期間について標準報酬月額を正しい記録に訂正し、また、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された資料（A株式会社が平成 8 年 6 月 1 日にB健康保険組合へ加入した旨を知らせる同社からの通知）によると、申立人の給与から控除されている健康保険料額は、社会保険庁に記録された申立人に係る標準報酬月額を基に算定した健康保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持している「平成 8 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」により確認できる所得控除の社会保険料の額も、社会保険庁に記録された標準報酬月額を基に算定した保険料控除額と概ね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報

酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然であり、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、平成8年10月31日までA株式会社において勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、同社は、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人から提出された資料（前述の同社からの通知）には、同社の全喪に伴う厚生年金保険料の取扱いに関し「厚生年金保険料の3月預かり分は後日返金します」との記載が確認できることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと認められる。

また、申立期間②において、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、このほか、申立期間②に係る申立ての事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月11日から33年1月30日まで  
申立期間について記録では脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金という給付制度、受け取り手段を知らなかったため自分自身で手続をした記憶は無い。また、社会保険事務所に行ったこともない。退職時に会社から何も受け取っていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和33年1月30日の前後2年間に申立期間に係る事業所を資格喪失した女性退職者のうち、脱退手当金の受給資格を有する40名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名が脱退手当金を受給しており、そのうちの13名が資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和33年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月31日から同年4月1日まで

私は、A病院に看護婦として勤務していたが、保健婦の資格を取るため在籍のまま、昭和29年9月にB保健婦養成所に入学した。入学期間中は、同病院側の慰留要請もあって、給与は支払ってもらわなかったが、厚生年金保険料は負担してもらうことで同意した。B保健婦養成所の卒業後、保健婦として働く希望があったため、同病院を30年3月31日付で退職した。ところが厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日になっているのは納得できないので、同年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院に昭和30年3月31日まで勤務したため、同年4月1日が正しい資格喪失日であると主張しており、同病院から提出された申立人の人事記録により、申立てのとおり30年3月31日に退職していることが確認できる。

しかしながら、A病院が保管していた被保険者資格喪失届の控えに、申立人の資格喪失年月日は昭和30年3月31日と記載されていることが確認できるとともに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の資格喪失日は30年3月31日と記録されていることが確認でき、これにより社会保険事務所から申立人の同年3月の厚生年金保険料の請求が行われなかったものと推認できる。

また、申立人は、A病院に在籍のまま、B保健婦養成所に在学していた昭和29年9月から30年3月までの期間は「A病院から給与は受け取っていないが、厚生年金保険料は同病院が負担していた。」とし、そのことは



一緒に在学していた同僚も同様の供述をしているが、申立期間について申立人は、卒業した 30 年 3 月及び退職後の同年 4 月においても同病院からの請求により、厚生年金保険料の自己負担分を支払った記憶が無いと述べていることから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは推認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 16 日から 56 年 3 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の加入が昭和 56 年 3 月 1 日からとなっているが、A 有限会社に 54 年 7 月 16 日から勤務していたので、この日から被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 有限会社には昭和 54 年 7 月 16 日から勤務していたと主張しており、同社が保管していた台帳により申立人の雇い入れ日が申立人の主張と同日であることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する被保険者原票に記録された、申立人の A 有限会社における被保険者資格の取得日は昭和 56 年 3 月 1 日、資格喪失日は 57 年 1 月 1 日であり、社会保険庁のオンライン記録においても同様の記録であることが確認できる。

また、申立期間当時の A 有限会社の代表者に、本件申立てについて照会を行ったが回答を得られず、同社を買収した現在の事業所には、台帳以外に申立てに係る事実を確認できる関連資料が無いとしている。

さらに、複数の同僚の供述を得たが、そのうちの 1 名の同僚は「厚生年金保険料を給与から引かれると手取額が少なくなるので多くの人が加入しなかった。」と証言しており、このほかに有力な証言を得ることはできなかった。

一方、申立人は、申立期間について、国民年金の保険料を納付した記憶は無いとしているものの、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。このことについて、当時の住所地であった B 市の国民年金保険料納

付状況通知書により、昭和 46 年 5 月 26 日に資格取得し、49 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、B 市が保有する申立人の国民健康保険の被保険者記録では、国民年金の被保険者記録とほぼ一致する昭和 46 年 7 月 13 日に資格取得し、56 年 3 月 2 日に資格喪失していることが確認できる。A 有限会社は政府管掌健康保険の適用事業所となっており、厚生年金保険と政府管掌健康保険の資格取得等の手続は同時に行われるところ、申立期間中に国民健康保険料を支払いながら、毎月の給与から厚生年金保険及び政府管掌健康保険の保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 20 日から 44 年 10 月 1 日まで  
A株式会社では顧問的立場で営業の仕事をしていた。A株式会社で勤務していた母親は正社員ではなかったが同社で厚生年金保険の加入歴がある。私の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A株式会社の代表者は、当時の資料が残っていないことから、申立人の勤務の状況等について確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間中の昭和38年2月3日に申立人が経営する事業所を厚生年金保険の適用事業所としていることが社会保険庁のオンライン記録により確認することができる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番は無い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和22年2月1日から同年4月1日まで

申立期間①については、A社で保管されていた厚生年金保険記録では昭和19年6月1日が資格取得日となっている。また、申立期間②については、株式会社Bの在職証明書及び職員カードでは昭和22年2月1日から在職していたことになっている。このことからそれぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険法において、昭和19年6月1日から同年9月30日までは同法の適用準備期間であったことから、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

申立期間②については、株式会社Bの発行した在職証明書、及び同社が保管していた職員カードにより、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日欄には、「昭和22年4月1日」と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることが確認でき、事業主は、申立人に係る資格取得日を昭和22年4月1日として届け出ていることが推認できる。

また、株式会社Bの担当者は、「当時の資料が無いために確認はできないが、当時は従業員の出入りが多かったので、採用した際、直ちに社会保

険に加入させ、保険料を徴収していたとは限らない。少なくとも、社会保険に加入させていなければ保険料を徴収することはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 50 万円と記録されているが、平成 8 年 10 月から昇給しているので給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、当該期間の給与支給額は、社会保険庁の記録にある標準報酬月額に比べ高額な給与が支給されていたことが確認できるものの、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険庁の記録にある標準報酬月額は一致している。

また、申立人が保管している平成 9 年分の源泉徴収票により、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められるとともに、社会保険庁の標準報酬月額の記録に不自然さは無く、適正に処理されていると推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。